



# 定 款



## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都能楽囃子方同明会と称する。

### (目 的)

第2条 この法人は、能楽囃子芸術の維持と向上、並びに芸事上の人格及び地位の向上を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、能楽囃子の技芸練磨に関する研究会
- 2、演能会
- 3、素人門弟の芸事発表会
- 4、能楽囃子方の養成及び資質向上のための事業
- 5、能楽囃子芸術の研究及び普及のための事業
- 6、その他前条の目的を達成するため必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

### (公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

### (機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。



## 第2章 会 員

### (会 員)

第7条 当法人の会員は、当法人の目的及び事業に賛同して入会した、京都府を活動拠点とする能楽囃子方とする。

- 
- ② 当法人には、次に掲げる種類の会員をおく。
- 1 正会員 能楽囃子方として独立して生計を立てている成人の者
  - 2 準会員A 正会員の後継者で入会時に未成年の者、及び正会員の内弟子である者
  - 3 準会員B 上記各号のいずれにも該当しない会員
- ③ 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第8条 当法人の成立後、あらたに当法人の準会員Aまたは準会員Bとなるには、芸事上の後見人もしくは所属する流儀を代表する立場の者の推薦を得て、理事会の決議を経た上で、社員総会において正会員の総数の3分の2以上による承認を得なければならない。

- ② 当法人の成立後、京都府外に活動拠点があつた者が新たに活動拠点を京都府に移し、当法人に入会しようとする場合は、芸事上の後見人もしくは所属する流儀を代表する立場の者の推薦を得て、理事会の決議を経た上で、社員総会において正会員の総数の3分の2以上による承認を得なければならない。

### (会員の資格の変更)

第9条 当法人の準会員Aまたは準会員Bが正会員となるには、芸事上の後見人もしくは所属する流儀を代表する立場の者の推薦を得て、理事会の決議を経た上で、社員総会において正会員の総数の3分の2以上による承認を得なければならない。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(経費の負担)

第11条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び準会員は、その資格を得たときに入会金を、及び毎年、別に社員総会で定める規定において定められた額を支払う義務を負う。

- ② 正会員として40年以上在籍している満75歳以上の者は、名誉会員として経費の負担を免除する。

(退 会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出があったとき
  - 2 本人の意思により、活動拠点を京都府外に移したとき
  - 3 死亡
  - 4 除名
- ② 会員の除名は、当法人の会員が法人の名誉を毀損したとき、当法人の目的に反するような行為をしたとき、その他正当な事由があるときに限り、社員総会の決議において、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上の多数をもってすることができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知する事を要する。



### 第3章 社員総会

#### (社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任及び解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 計算書類等の承認
- 5 定款の変更
- 6 当法人の解散
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項



#### (招 集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会において定められた者がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

#### (招集手続の省略)

第15条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議 長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、社員総会において定められた者がこれに代わるものとする。

#### (議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- ② 社員総会における採決の方法は、議長が定める方法による。但し、第8条及び第9条の承認は、必ず投票の方法による。
- ③ 正会員は、社員総会における採決の方法について意見を述べることができる。

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、当法人の会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。



## 第4章 役員

### (役員を設置)

第22条 当法人には、次の役員を置く。

- 1 理事 4名以上
- 2 監事 1名以上

- ②理事のうち1名を理事長とする。
- ③理事長は、一般法人法上の代表理事とする。



### (役員要件)

第23条 当法人の役員は、当法人の正会員の中から選任する。

- ② 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- ③ 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (役員選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

### (役員職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- ② 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ③ 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

## 第5章 理事会

(招集)

第27条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事の互選で定められた者がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 理事長は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第36条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。



## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議によつて変更することができる。

### (解散)

第38条 当法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 1 社員総会での、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議があつたこと
- 2 会員が欠けたとき
- 3 法人の合併による消滅
- 4 法人の破産手続開始の決定
- 5 解散を命ずる裁判

### (剰余金の処分制限)

第39条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

### (残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10番地10

前川 光長

京都市上京区元誓願寺通大宮東入寺今町495番地1

西村 保美

京都市上京区笹屋町通大宮西入榭屋町579番地

曾和 尚靖

京都市上京区智恵光院通上長者町下る下山里町243番地

ベルスーズ西陣604号

増井 保彦

大阪府三島郡島本町広瀬三丁目1番26号

井上 敬介

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 前川 光長

設立時理事 曾和 尚靖

設立時理事 増井 保彦

設立時理事 井上 敬介

設立時監事 西村 保美

(設立時の代表理事)

第43条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10番地10

設立時代代表理事 前川 光長

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(会員の入会に関する特例)

第45条 当法人の設立時に、任意団体「京都囃子方同明会」（主たる事務所 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10番地10）の会員の資格を有する者で、当法人の設立時社員以外の者は、別に定める入会申込書を当法人に提出することにより、当法人の会員となることができる。

② 前項の規定により入会した会員は、任意団体「京都囃子方同明会」における資格に準じて、第7条に定める種類の会員の資格を取得するものとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人京都能楽囃子方同明会を設立のため、設立時社員前川 光長 外4名の定款作成代理人である 司法書士 富田 泰彰 は、本定款を作成し、記名押印する。

平成24年9月9日

設立時社員	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10番地10 前川 光長
設立時社員	京都市上京区元誓願寺通大宮東入寺今町495番地1 西村 保美
設立時社員	京都市上京区笹屋町通大宮西入栴屋町579番地 曾和 尚靖
設立時社員	京都市上京区智恵光院通上長者町下る下山里町243番地 ベルスーズ西陣604号 増井 保彦
設立時社員	大阪府三島郡島本町広瀬三丁目1番26号 井上 敬介

上記設立時社員5名の定款作成代理人

大阪市北区西天満4丁目9番2号西天満ビル214号

司法書士 富田 泰彰



# 一般社団法人京都能楽囃子方同明会 定款（抜粋）

## 第3章 社員総会

（招集）

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

（第2項及び第3項は省略）

## 第4章 役員

（役員の設定）

第22条 当法人には、次の役員を置く。

1 理事 4名以上

2 監事 1名以上

②理事のうち1名を理事長とする。

③理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

（理事及び監事の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

## 第6章 計算

（事業年度）

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

これは、当法人の現行定款の内容に相違ない。

令和4年5月31日



法人実印

一般社団法人京都能楽囃子方同明会

理事長 河村 大



法人実印

## 履歴事項全部証明書

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10番地10  
一般社団法人京都能楽囃子方同明会

会社法人等番号	1300-05-013111	
名称	一般社団法人京都能楽囃子方同明会	
主たる事務所	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町10番地10	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して する。	
法人成立の年月日	平成24年10月1日	
目的等	<p>目的 この法人は、能楽囃子芸術の維持と向上、並びに芸事上の人格及び地位の向上を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、能楽囃子の技芸練磨に関する研究会</li> <li>2、演能会</li> <li>3、素人門弟の芸事発表会</li> <li>4、能楽囃子方の養成及び資質向上のための事業</li> <li>5、能楽囃子芸術の研究及び普及のための事業</li> <li>6、その他上記の目的を達成するため必要な事業</li> </ol>	
役員に関する事項	<u>京都市中京区三条通神泉苑西入今新在家西町6番地</u> 代表理事 <u>武田 市和</u>	令和 2年 6月 3日 重任
		令和 2年 6月 22日 登記
		令和 4年 5月 31日 退任
		令和 4年 6月 27日 登記
	<u>京都市北区紫野下柏野町59番地1</u> 代表理事 <u>河村 大</u>	令和 4年 5月 31日 就任
		令和 4年 6月 27日 登記
		令和 6年 5月 30日 重任
		令和 6年 7月 4日 登記
京都市北区紫野下柏野町59番地1 代表理事 <u>河村 大</u>	令和 6年 5月 30日 重任	
	令和 6年 7月 4日 登記	
	令和 6年 5月 30日 重任	
	令和 6年 7月 4日 登記	